



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件  
(国家公安委一六)
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務一〇六)

告 示

○国家公安委員会告示第十六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和二年四月一日

国家公安委員会委員長 武田 良太

氏名 イブラヒム・モハメド・ハリル (IBRAHIM MOHAMED KHALIL)

名簿に記載された年月日 2005年12月6日(2010年1月25日、2011年12月13日、2013年8月6日、2015年12月10日及び2019年5月1日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q1-111